

令和3年3月19日

日向市議会議長 黒木 高広 様

提出者 議会運営委員会
委員長 海野 誓



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第1号 日向市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)

日向市議会委員会条例の一部を改正する条例 (案)

日向市議会委員会条例 (昭和34年日向市条例第1号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務政策常任委員会</u> 7人</p> <p><u>議会事務局、総務部、総合政策部、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び会計課の所管に属する事項その他いづれに属しない事項並びに請願等</u></p> <p>(2) <u>文教福祉環境常任委員会</u> 7人</p> <p><u>市民環境部、健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項並びに請願等</u></p>	<p>(常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務政策環境常任委員会</u> 7人</p> <p><u>総合政策部、総務部、市民環境部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会事務局の所管に属する事項その他いづれの委員会にも属しない事項並びに請願等</u></p> <p>(2) <u>文教福祉常任委員会</u> 7人</p> <p><u>福祉部、健康長寿部及び教育委員会の所管に属する事項並びに請願等</u></p>
<p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人</p> <p><u>商工観光部、農林水産部、建設部及び上下水道局の所管に属する事項並びに請願等</u></p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第18条 委員会の会議は、これを公開する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができ</p> <p>る。</p> <p>3 <u>傍聴人の取締り</u>については、日向市議会傍聴規則 (昭和40年日向市議会規</p>	<p>(3) 産業建設水道常任委員会 6人</p> <p><u>商工観光部、農林水産部、建設部、上下水道局及び農業委員会の所管に属する事項並びに請願等</u></p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第18条 委員会の会議は、これを公開する。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができ</p> <p>る。</p> <p>3 <u>前項に掲げるもののほか、傍聴に関し必要な事項</u>については、日向市議会</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の日向市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定により選任された、総務政策常任委員会及び文教福祉環境常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、施行日に改正後の日向市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定により、それぞれ総務政策環境常任委員会及び文教福祉常任委員会の委員長、副委員長及び委員として選任されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定によるそれぞれの委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による総務政策常任委員会及び文教福祉環境常任委員会で審査又は調査中の事件は、新条例の規定による総務政策環境常任委員会及び文教福祉常任委員会に付託された事件とみなす。



令和3年3月19日

日向市議会議長 黒木 高広 様

提出者 議会運営委員会
委員長 海野 誓



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第2号：日向市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

日向市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

日向市議会会議規則（昭和34年日向市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、<u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、<u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の</u></p>

所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならぬ。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならぬ。

3・4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならぬ。

4・5 [略]

